

国立大学法人長崎大学坂本2団地歯学部本館地階食堂運営業務の公募公告

長崎大学において、下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

記

1. 事業概要

- (1) 事業名 国立大学法人長崎大学坂本2団地歯学部本館地階食堂運営業務
- (2) 事業内容 本学が指定する場所を無償で借用し、坂本2団地歯学部本館地階で食堂に係る運営を行う。なお、建物の建築に関して内装・電気・照明・空調機等は事業者が行うものとする。(詳細は国立大学法人長崎大学坂本2団地歯学部本館地階食堂運営業務公募要領を参照)

2. 参加表明書の提出

- (1) 公募参加者を把握するため、参加を希望するものは下記の3(1)へ参加表明書を提出すること。(様式任意)
- (2) 提出期限
令和2年1月6日(月)(必着)

3. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所
〒852-8521 長崎市文教町1-14
国立大学法人長崎大学 財務部財務企画課決算班 資産管理
電話 095-819-2151 FAX 095-819-2056
メールアドレス sisankanri@ml.nagasaki-u.ac.jp
- (2) 企画提案書の提出期限
令和2年1月17日(金)(必着)
- (3) 企画提案書(様式3)の提出方法
 - 1) 提出方法
8部を郵送又は持参により提出すること。(郵送の場合は、簡易書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるもの)
 - 2) その他
企画提案書は、日本語及び日本国通貨により横書きで記載すること。
- (4) 公募に参加する場合は、別紙「国立大学法人長崎大学坂本2団地歯学部本館地階食堂運営業務公募要領」を熟読のうえ、次の書類を提出すること。
 - ① 参加申込書(様式1)及び誓約書(様式2)

② 企画提案書（様式 3）

③ 会社概要（様式 4）

④ 添付書類（上記③を証明するもの）

（ア） 登記簿謄本（個人の場合は住民票）の原本

商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿謄本等の原本。

（イ） 企画競争参加にあたり必要な免許等の写し

（ウ） 財務諸表類の写し（直近のもの）

・法人にあっては貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの。

・個人にあっては所得税確定申告書の写し。（所得税青色申告決算書の写しを含む）

（エ） 国税、県税及び市町村税に係る納税証明書の原本（直近のもの）

（オ） 本社・本店所在地及び長崎市における、食品衛生法に基づく行政処分の有無に関する証明書の原本（過去 1 年分）

※公的機関が発行する書類は、発行日から 3 か月以内のものとする。

（5） その他

①本要領に対しての質問がある場合は、質問書（様式 5）を以下により提出すること。

（質問がない場合は、「なし」として提出すること）なお、口頭による質問は受け付けない。

提出方法 持参又はファックス（ファックスの場合は到着を確認すること）

提出先 3（1）に同じ

提出期限 令和元年 12 月 20 日（金）（必着）

回答 提出されたすべての質問書には令和元年 12 月 27 日までにメールにて回答する。

②提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めない。

③提出された書類の内容については、当事業者選定以外に利用しない。

④提出された書類については一切返却しない。（原本については返却する）

⑤書類の作成、提出にかかる一切の費用は参加者の負担とする。

⑥書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合がある。

4. 業務内容等に関する説明会

開催日時：令和元年 12 月 16 日 14 時 00 分から

開催場所：事務局地下 1 階 第 4 会議室

5. 審査及び事業者選定の流れ

（1）提案の選定等

本学において、本公募要領に基づく提案内容等を総合的に審査し、事業者を選定する。提案内容等についての本学からの確認及び追加資料の提出の要請については、誠実に対応すること。

(2) 審査結果の通知

審査結果は令和2年1月28日(火)までに本学から文書にて通知するものとし、個別の問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。なお、提出書類を含め、提案内容に虚偽が認められた場合は失格とする。

(3) 事業者との契約手続き

選定の結果、競争参加者の中から選定された契約予定者第一位の者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。この場合、契約予定者第二位の者と契約条件の調整を行うものとする。

以上公告する。

令和元年12月9日

国立大学法人長崎大学長
河 野 茂